

世田谷区社会福祉協議会による

任意後見制度の ご利用について



任意後見制度とは？

任意後見制度は、元気なうちに契約を結び、選任しておいた任意後見人に、将来、認知症などで判断能力が不十分になったときに支援を受ける制度です。契約は、公正証書で行います。

一般的な任意後見制度利用の流れ

1. 任意後見の「契約内容」と「任意後見人」を決める

～「契約内容」の一般的な例

- ・ 預貯金の管理 ・ 自宅の修繕・庭木の剪定など
- ・ 介護保険の手続きや介護費用の支払・施設の入居契約、入居金の支払

2. 任意後見契約の締結

～任意後見の内容は、公証役場で公正証書を作成して、契約をします。

3. 判断能力が低下したら、家庭裁判所に申立てをする

～家庭裁判所は、任意後見人の仕事内容をチェックする『任意後見監督人』を選任します。

4. 任意後見の開始（発効）

～「任意後見人」が契約で定めた仕事を行います。



ご不安はありませんか・・・？

今は元気だけれど、 将来のことが心配

頼りになる親族が近くに
いなくて将来が心配。

入院した時の支払等 が心配

入院や手術の際に助け
てくれる人がいない。

自分が亡くなった 後のことが心配

自分亡きあとの葬儀は
どうなるのだろう。

世田谷区社会福祉協議会の任意後見事業で、
今のうちからこれからの備えませんか？⇒

詳細は裏面をご覧ください。

世田谷区社会福祉協議会の 任意後見契約



● 対象の方

原則、世田谷区内にお住まいの65歳以上のひとり暮らし、もしくは高齢者のみ世帯
高齢者と障害のある方の世帯

● 契約

- 公証役場で世田谷区社会福祉協議会と公正証書（別途費用）により、任意後見契約を結びます。◎手数料：2万円（税別）
- 『公正証書遺言』の作成と遺言執行者を決めていただきます。（別途費用）

● 契約後発効前のサービス

1、見守りサービス（必ずどちらかを利用していただきます）

● お電話見守りコース

月1～2回のお電話、半年に1回の訪問 ◎利用料：2千円（税別）／月

● 訪問見守りコース

月1回の訪問 ◎利用料：7千円（税別）／月

※ご希望により世田谷区社会福祉協議会の「あんしん事業（福祉サービスの利用援助、
日常的金銭管理の支援、書類等の預かり等）」をご利用頂けます。

2、入退院時の支援（オプションサービス）

入退院の付添、手続き、手術の立ち会い、医師の説明に同席など、
お手伝いします。 ◎利用料：5千円（税別）／回

3、葬儀手配・執行、納骨等についての支援（オプションサービス）

亡くなられたあとの、ご葬儀、納骨等のご支援を致します。

◎手数料：7万円（税別）～ ※葬儀費用等は含まず

● 任意後見発効（判断能力が低下した時）

社会福祉協議会が任意後見人となり、予め取り交した契約内容に沿った財産管理や
身上保護を行います。

また、家庭裁判所が選任した任意後見監督人に定期的に活動内容を報告します。

◎報酬：ご資産に応じて ※このほか、任意後見監督人報酬も発生します。

◆お問合先：世田谷区社会福祉協議会成年後見センター 電話03-6411-3950